

# ヴィッセル神戸サッカースクール規約

## 第1章 【名称・目的】

本スクールは、「ヴィッセル神戸サッカースクール」と称し(以下、「本スクール」という。)、本スクール生がサッカー活動を通じて、サッカー技術の向上、心身の健康維持・増進、およびメンバー相互の親睦を図ることを目的とする。

## 第2章 【運営管理】

本スクールは、楽天ヴィッセル神戸株式会社(所在地:神戸市中央区海岸通1-2-31 神戸フコク生命海岸ビル4階。以下、「会社」という。)が運営管理を行う。

## 第3章 【活動における規約】

### 1. ユニフォーム等の着用について

本スクール生およびその保護者(以下、単に「保護者」といい、あわせて「本スクール生等」という。)は、本スクール活動に際して次の各項目を遵守し、又は確認して了承する。

- ① 必ず会社指定の該当年度のユニフォーム(上)を着用すること。また、レガース(すね当て)は、原則スクール生自ら購入して着用すること。
- ② 会社が指定するイベント(始業式、交流会等)に参加する際は、該当年度のユニフォームを着用して参加すること。
- ③ 通常のメガネは、安全性の観点から着用することができず、ソフトコンタクトレンズ又はスポーツメガネ(以下、「着用可能物」という。)に限り着用すること。ただし、着用可能物を準備できない場合、申し出ことにより、メガネにゴムバンドを装着したものの着用が認められる場合があり、この場合メガネが原因で着用したスクール生自身が負傷し、または他のスクール生、コーチその他関係者を負傷させた場合、すべて着用したスクール生の責任とし、会社、本スクールおよびコーチは一切損害賠償の責任は負わないこと。
- ④ ケガをした場合に装着する固定具(ギプス・副木・シーネ・ギプスシャーレ)の着用は禁止する。

### 2. 活動日について

- ① 開催回数は、年度初めに1年間で40回分設定をし、荒天等の中止があった場合でも36回までは保証することとする。4月から6月を春期、7月から9月を夏期、10月から12月を秋期、翌年1月から3月を冬期として活動する。
- ② 活動日は、年度初めに会社が決定し、該当年度の「スクール開催日程」に基づくものとする。なお、ヴィッセル神戸の主催する他のイベントが活動時間に重なった場合であっても振替対応は行わないこととする。
- ③ 施設等の事情により、本スクールが開催できない月がある場合、総開催回数は次のとおりとする。なお、開催できない月は、原則年度はじめに会社から周知されるが、本スクール生等は、施設などの事情により年度途中にも周知される場合があることをあらかじめ了承する。

#### [開催月]

- 11か月 36回設定(32回は保証する)
  - 10か月 32回設定(28回は保証する)
  - 9か月 28回設定(24回は保証する)
  - 8か月 24回設定(20回は保証する)
- ④ 前号において、開催できない月の月会費は発生しないものとする。
  - ⑤ 第3号の場合といえども、本スクール生等は、祝・祭日その他の休日の関係上、年により開催回数が異なる場合があることをあらかじめ了承する。

### 3. 参加資格および活動時間について

- ① 本スクール生としての参加資格は、幼児から小学6年生までに在籍している者とし、1回の活動時間は開催クラスごとに原則次のとおりとする。
  - 年中・年長(幼児) 60分
  - 小1~4年生・川西(木)小5~6年生 75分
  - 小5~6年生 90分
  - 女子(限定) 75分
  - ゴールキーパー(4~6年生のみ選択可能) 80分
  - スーパー・コンペティション・エリートセレクト(選抜) 90分
- ② 前号の定めに基づき、具体的な活動時間は、年度はじめに本スクールが決定し、該当年度の「スクール開催日程」に基づくものとする。

#### 4. 開催の中止について

- ① 本スクールは雨天でも開催されるが、荒天（大雪、雷、雨等）またはその他の理由で練習中止の場合や実施について検討を要するような場合は、会社は実施日の 14 時頃を目途に公式ブログ及びメールにて案内する。
- ② 開催活動中に活動を継続できない急な天候の変化などがあった場合は、本スクールの判断により活動を中止する場合がある。なお、雷による場合は、原則 30 分間待機するが、施設の許可があれば 30 分を待たず再開される場合がある。なお、活動時間を 30 分間消化した場合は、開催回数に含むものとする。

#### 5. 活動の振替について

- ① 中止となった活動日は、開催回数に含まない。なお、年間の開催回数が 36 回（11か月開催の場合 32 回、10か月開催の場合は 28 回、9か月開催の場合は 24 回、8か月開催の場合は 20 回）に満たない場合、会社は改めて振替日を設定して案内する。
- ② 振替の参加資格は、振替開催日に振替開催クラスに在籍している本スクール生が有するものとする。
- ③ 中止の場合も含め、各スクール生の諸事情による所属クラス以外の振替はできないものとする。
- ④ 振替調整を可能な限り行ったうえで、第 3 章 2. に定める年間開催保証回数に満たない場合は、同保証回数から不足する開催分 1 回につき下記記載の金額（税込）を返金する。なお、本教室の開催中止日に在籍している会員をその対象とする。  
※休校在籍者は半額
  - 年中・年長（幼児） 1,740 円
  - 小 1~4 年生・川西(木)小 5~6 年生 2,160 円
  - 小 5~6 年生 2,550 円
  - 女子（限定） 2,160 円
  - ゴールキーパー（4~6 年生のみ選択可能） 2,550 円
  - スーパー・コンペティション・エリートセレクト（選抜） 2,850 円

#### 6. 欠席について

- ① 欠席の連絡は、不要とする。なお、次に該当する場合は出席扱いとなるので、本スクール生等は直接コーチに伝える。
  - 修学旅行・自然学校等、学校の行事や学級閉鎖期間と重なった場合。
  - 親族の弔事等。
  - 他のヴィッセル神戸サッカースクール主催行事に参加する場合。
- ② 欠席による会費の返金および活動日の振替は行わないものとする。

#### 7. 皆勤について

本スクール生が年度はじめから在籍をし、かつ、開催日にすべて出席した場合または 1 日のみ欠席した場合は、皆勤賞または精勤賞が授与されるものとする。

#### 8. 活動人数の定員について

本スクール生等は、スクール会場の広さと指導者の人数に応じて、各クラスで定員が定められるために希望クラスに参加できない可能性があることをあらかじめ了承する。

#### 9. 会費について

##### ① 金額

###### ア 入会金（税込）

初めての入会時（入会後に退会して、再入会した場合を含む。）に 10,000 円

ただし、入会金または年会費を支払いした年度内に再入校する場合、かつ再入校する年度のスクールユニフォームを持っている場合、再入校する月により入会金を変更する。

- 7~9 月に再入会する場合 入会金 5,000 円
- 10~12 月に再入会する場合 入会金 4,000 円
- 1~3 月に再入会する場合 入会金 3,000 円

なお、一度納入された入会金は、返金する旨の定めがある場合を除き、一切返金されないものとする。

###### イ 年会費（税込） 10,000 円

なお、次号アの月会費の春期分と合わせて納入するものとする。また、本号アの入会金の納入があった年度の年会費は発生しないものとする。

###### ウ 月会費（税込）

- 年中・年長（幼児） 5,800 円
- 小 1~4 年生・川西(木)小 5~6 年生 7,200 円
- 小 5~6 年生 8,500 円

- 女子（限定） 7,200 円
- ゴールキーパー（4～6 年生のみ選択可能） 8,500 円
- スーパー・コンペティション・エリートセレクト（選抜） 9,500 円

※消費税が変更された場合、会社は月会費を変更し、事前に案内する。

**I** 本号アの入会金又は本号イの年会費を納入したスクール生は、該当年度のユニフォーム（上）を受領できるものとする。

② 納入時期

**ア** 本スクール生等は、月会費を 3 か月ごとに前納しなければならない。なお、納入期日は春期分を 2 月 27 日、夏期分を 5 月 27 日、秋期分を 8 月 27 日、冬期分を 11 月 27 日とする。また、各期日が会社の休業日の場合はその前の会社の営業日を期日とする。

**イ** 本スクール生等が納入期日までに月会費を入金しない場合は、会社は督促状を発するものとし、本スクール生等は督促手数料として 550 円（税込）を月会費とあわせて納入しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると会社が認める場合においては、この限りではない。

③ 家族優待制度

本スクール活動に参加する新規入会者で、その同居する家族がスクール生であるときに入会する場合、新規入会者の入会金及び月会費の 1 カ月分を無料とする。

**10. コースもしくはクラスの変更について**

本スクール生等がコースもしくはクラスの変更を希望する場合は、前月の 15 日（15 日が会社の休業日の場合は、その前の会社の営業日）までに会社が指定した方法にて「各種専用届」を提出しなければならない。ただし、変更希望先が定員に達している場合は変更できず、キャンセル待ちとして登録される。

**11. 休会について**

- ① 本スクール生が 1 か月以上活動に参加できない場合は、休会できるものとする。この場合、会社が指定した方法にて「各種専用届」を提出しなければならない。ただし、1 か月以上前にさかのばっての休会は認められない。
- ② 休会中の月会費は、通常時の半額とする。ただし、休会期間が 1 カ月に満たない場合は、本スクール生等は通常の月会費を支払わなければならない。

**12. 退会について**

- ① 本スクール生等が退会を希望する場合は、当月の 15 日（15 日が会社の休業日の場合は、その前の会社の営業日）までに会社が指定した方法にて「各種専用届」を提出しなければならない。この場合、当月末日をもって退会したものとし、当月を退会月とする。
- ② 前号の規定により、月会費の返金が生じる場合は、会社は後日指定口座に入金するものとし、その際に生じる振込手数料はスクール生側の負担とする。なお、退会月の月会費は返金されないものとする。
- ③ 本スクール生等が指定期日までに月会費の納入しない場合で、かつ、会社より納入の督促をされたにもかかわらずなお滞納した場合は、退会したものとする。

**13. 除名について**

- ① 本スクール生等が次の各項目に該当する場合、担当コーチの権限で除名処分とする。その場合、書面にて通知を行う。
  - 本スクールの名誉を著しく傷つけた場合
  - コーチ、他のスクール生、会場・関係者等に著しく危害を加えるなど問題行動のあった場合
  - 施設の規約や本規約を遵守しない場合
  - 暴力団や反社会勢力その他これに準ずる団体に属し、又はこれらの団体に関与していると認められた場合
- ② 前号の規定により、月会費の返金が生じる場合は、会社は後日指定口座に入金するものとし、その際に生じる振込手数料はスクール生側の負担とする。なお、除名処分された月の月会費は返金されないものとする。

**14. 再入会について**

本スクール生等は、退会後に再入会を希望する場合は、再び入会金が発生することをあらかじめ了承する。なお、前項に基づき除名されたスクール生は、再入会することはできない。

**15. 負傷・疾病について**

- ① 本スクール生は、活動中及び会場往復路上にて生じた負傷をカバーするため、本スクールが指定するスポーツ傷害保険に加入するものとする。なお、保険料は会社が負担し、付保対象範囲は会社の裁量に基づくものとする。
- ② スポーツ傷害保険の付保対象範囲外の負傷その他事故については、会社、本スクール及びコーチは一切損害賠償の責任を負わないものとする。

- ③ 活動中の負傷・疾病により、スクール生の自力での帰宅が困難と会社が判断した場合、保護者に連絡をして状況を説明し、保護者は速やかに迎えに来なければならないものとする。なお、保護者に連絡がつかない場合、担当コーチは自らの車両を使用することなく、タクシーを使用（会社は3,000円（税込）までを上限として実費を負担するが、当該金額を超える場合は、超えた金額は保護者の負担とする。）して同伴し、スクール生の自宅又は会場近隣の病院へ送るものとする。

#### 16. 盗難・紛失・破損及び忘れ物について

- ① 活動中に生じた盗難・紛失・破損その他の事故については、会社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、会社、本スクール及びコーチは一切の責任を負わないものとする。
- ② 忘れ物については、本スクールの会場担当者またはコーチが保管し、保管日から2週間経過したのち通知されることなく処分されるものとする。

#### 17. スクールの休止および閉校について

- ① 本スクールは、施設の閉鎖、会員の減少など正当な理由がある場合は、会社が1か月の予告期間をもってスクール生に通知の上、本スクールの開催または各クラスを休止または閉校することができる。ただし、不慮の事故など、会社の予測を超えた事由が生じた場合は、本スクール生等は会社からの通知なしに休止または閉校する場合もあることをあらかじめ了承する。
- ② 休止または閉校の時点で、該当クラスの在籍期間が1年未満の場合は、入会金は返金されるものとする。ただし、他のクラスへの編入その他本スクールでの活動を継続する場合は、この限りではない。
- ③ 休止または閉校に伴い、他のクラスへの編入その他本スクールでの活動を継続する場合において、活動していなかった期間（活動していなかった日から活動を再開した日が1か月に満たない場合は1か月、1か月以上2か月未満の場合は、2か月として取り扱い、それ以上の場合も同様として取り扱う。）の月会費は返金されるものとする。

### 第4章 【情報の管理】

- 
1. 本スクールおよび会社は、本スクール在校中に知り得た本スクール生等に関する情報（以下、「スクール生等情報」という。）を次のとおり取り扱う。
    - スクール生等情報のうち、月会費及び諸費用を回収するため本スクール生等から開示された本スクール生等の氏名・住所・電話番号・金融機関の口座情報を集金代行会社に開示する。
    - 本スクールおよび会社から、スクール生等情報を利用して、イベント情報や商品・サービスの情報などを郵便や電子メール等で案内する場合がある。
    - 本スクールおよび会社の運営に利用するほか、前各項目に定める場合および公的機関から要請がある場合を除き、一切のスクール生等情報を第三者に提供、開示しない。
  2. 本スクール生等は、次の各項目に定める内容を予め了承する。
    - 会社が本スクール活動の様子を記録（写真・動画等の形式を問わない。記録されたものを以下「本記録」という。）しており、本記録が本スクール生等の容貌を含む可能性があること。
    - 会社が、本スクールを含む会社の事業の運営に資すること（広告、広報を含むがこれに限らない。）を目的として本記録を利用し、又は第三者に利用されること。なお利用の期間や媒体は問わないものとする。

### 第5章 【本規約の改訂】

---

会社は、本規約を変更する場合、その影響及び本スクールの運営状況などに照らし、適切な時期及び適切な方法によりスクール生等に通知するものとする。変更後の規約は、会社が定めた日又は会社所定の一定の予告期間が経過したときにその効力を生じるものとする。

### 第6章 【その他】

---

問題が生じた場合は、隨時、本スクール生等の意見を参考に会社と本スクール生等が互いに誠意をもって問題解決に努める。なお、会社および本スクールは、本スクール生等の匿名のクレームその他の意見は受け付けられないものとする。

2025年4月1日より施行。